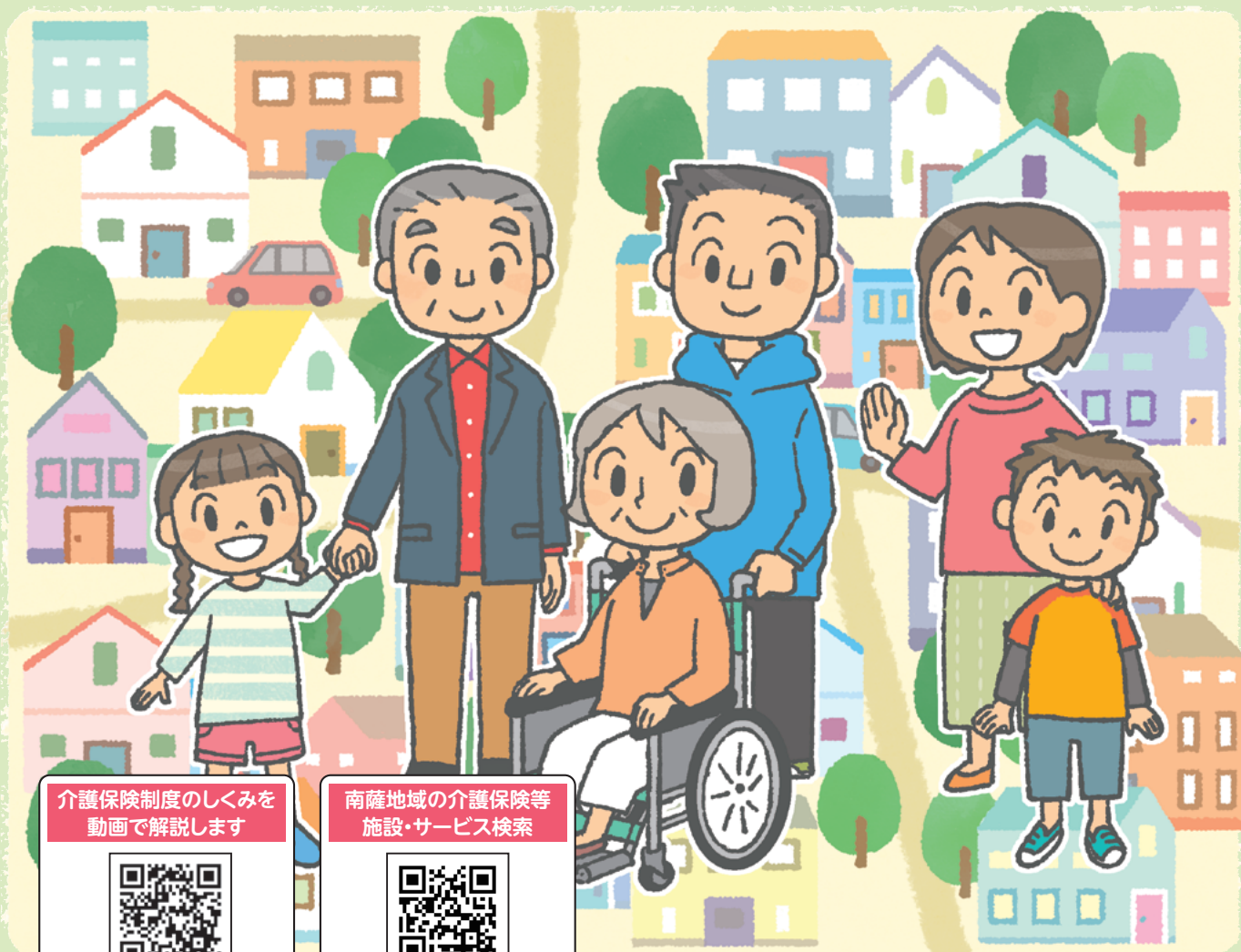


はっらっ

介護保険

～いつまでも住みなれたこのまちで～

令和6年度～8年度



介護保険制度のしくみを
動画で解説します



南薩地域の介護保険等
施設・サービス検索



介護保険制度
のしくみ

介護保険料

利用者の負担

サービスの
利用のしかた

利用できる
サービス

福祉用具貸与・
購入、住宅改修

介護予防・日常生活
支援総合事業

高齢者福祉
サービス



枕崎市

令和6年度 改正のポイント

令和6年4月から

- 令和6～8年度（第9期）の介護保険料が決まりました
- 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました
- 介護報酬が改定されました（一部のサービスは令和6年6月から）
- 福祉用具の一部は、利用方法（貸与または販売）を選択できるようになりました
対象となる福祉用具は、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖です。

令和6年8月から

- 介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります

もくじ

介護保険制度のしくみ

- ▶みんなで支えあう制度です 3
- ▶介護保険の被保険者 4
- ▶介護保険の保険証と負担割合証 5

介護保険料

- ▶介護保険料は大切な財源です 6
- ▶40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の介護保険料 7
- ▶65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料 8

利用者の負担

- ▶費用の一部を負担します 11

サービスの利用のしかた

- ▶申請から認定までの流れ 14
- ▶通知から利用までの流れ 18

利用できるサービス

- ▶介護保険で利用できるサービス 22

福祉用具貸与・購入、住宅改修

- ▶生活する環境を整えるサービス 29

介護予防・日常生活支援総合事業

- ▶介護予防に取り組みましょう 32

高齢者福祉サービス

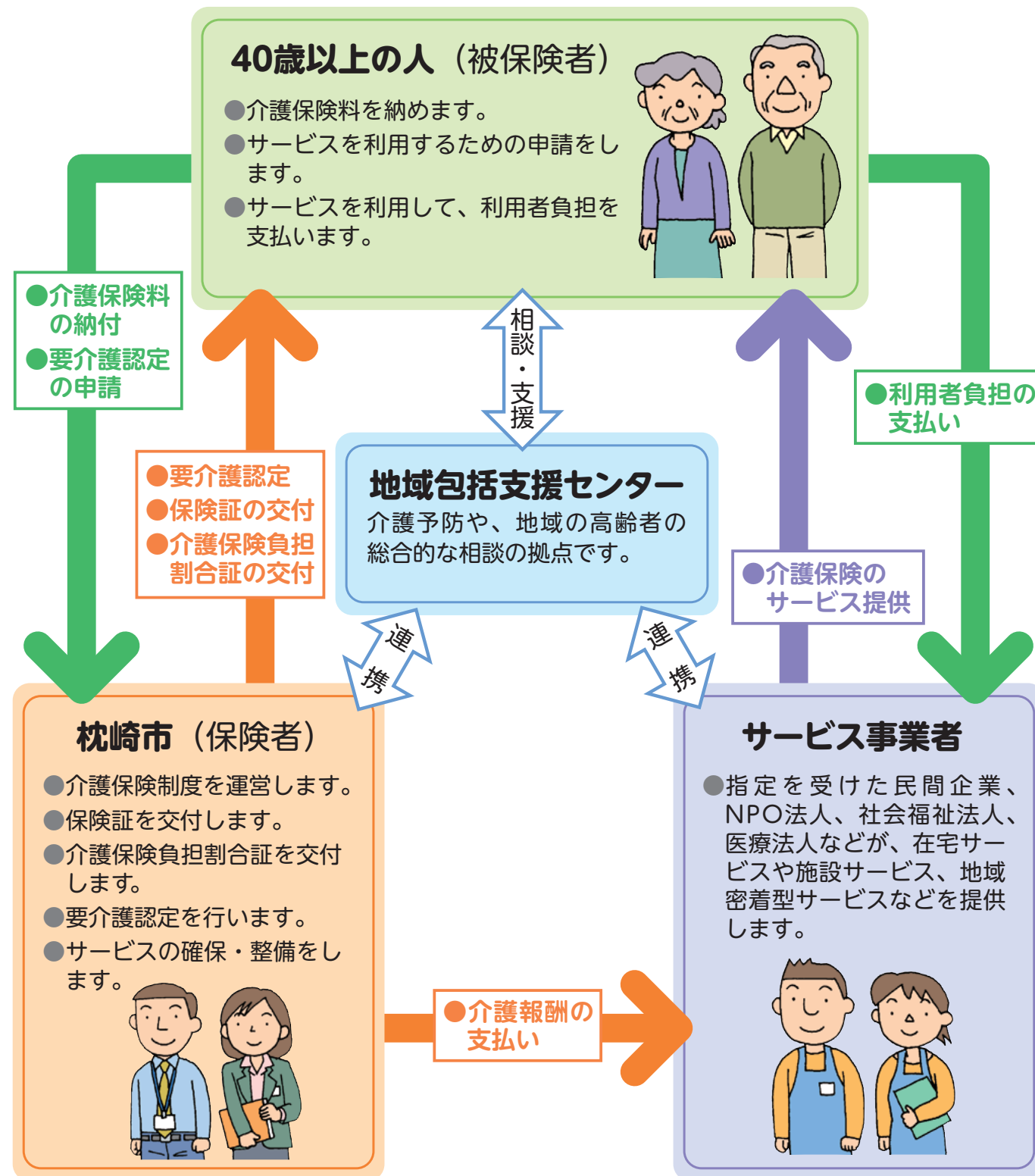
- ▶高齢者福祉事業一覧 34

※厚生労働省の資料に基づいて作成していますが、内容については今後変更されることがあります。

介護保険制度のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の人が被保険者となって介護保険料を納め、介護や支援が必要となったときにサービスが利用できる支えあいの制度で、枕崎市が保険者となって運営しています。



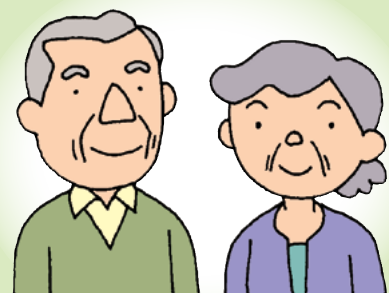
介護保険の被保険者

40歳以上の人、枕崎市が運営する介護保険の被保険者です。被保険者は年齢により2種類に分かれ、65歳以上の人、40歳以上65歳未満の人は第2号被保険者、40歳以上65歳未満の人は第2号被保険者となります。

65歳以上の人

第1号被保険者

サービスが利用できる人



介護や日常生活に支援が必要となったときに、枕崎市の認定を受けて、サービスが利用できます。どんな病気やけがが原因で介護が必要になったかは問われません。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、枕崎市へ届出が必要です。示談をする前に枕崎市の担当窓口へ連絡してください。

40歳以上65歳未満の人

第2号被保険者

(医療保険に加入している人)

サービスが利用できる人



老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護や支援が必要となったときに、枕崎市の認定を受けて、サービスが利用できます。（交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です）

特定疾病

- がん
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 脊柱管狭窄症
- 閉塞性動脈硬化症
- 初老期における認知症
- 早老症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 進行性核上性麻痺、
- 多系統萎縮症
- 両側の膝関節または
- 大脳皮質基底核変性
- 糖尿病性神経障害、
- 糖尿病性腎症および
- 糖尿病性網膜症
- 症およびパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脳血管疾患

介護保険の保険証と負担割合証

介護保険の被保険者には医療保険の保険証とは別に、一人に1枚の保険証（介護保険被保険者証）が交付されます。

- 65歳以上の人（第1号被保険者） → 65歳に到達する月に交付されます。
- 40歳以上65歳未満の人 → 認定を受けた場合などに交付されます。（第2号被保険者）

介護保険被保険者証	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
交付年月日	年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

- 保険証の番号を控えておきましょう。
- 住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう。
- 裏面の注意事項をよく読みましょう。
- 保険証は、介護保険のサービスを利用するときなどに欠かせないものですから、大切に扱きましょう。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
番号	
住所	
フリガナ	
氏名	
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
割	開始年月日 年 月 日 終了年月日 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

- 介護保険負担割合証が交付されます
- 介護保険の認定を受けている人には、保険証とは別に介護保険負担割合証が交付されます。サービス利用の際に負担する利用者負担の割合（1割～3割）が記載されています。
- 有効期間は1年間（8月～翌年7月）です。
- 住所、氏名、生年月日などに誤りがないか確認しましょう。
- 利用者負担の割合（1割～3割）が記載されています。

教えて！ 介護保険



介護保険のサービスを利用するつもりがないので、介護保険に入らなくてもよいですか。

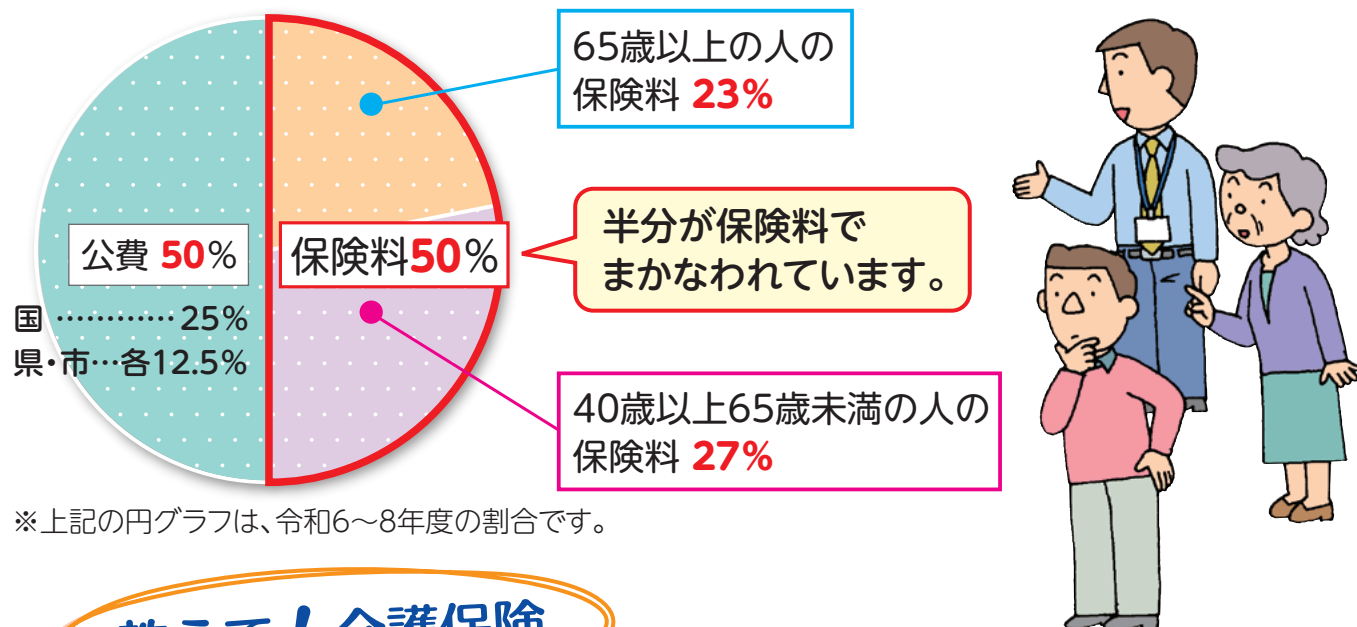


介護保険は、介護の負担を社会全体で支えあう社会保険制度です。サービスを利用する、しないにかかわらず、原則として40歳以上のすべての人が被保険者となるので、手続きをしなくても自動的に介護保険に入ることになります。外国籍の人も、短期滞在などを除き、介護保険の被保険者となります。

介護保険料は大切な財源です

介護保険は、公費と、40歳以上のみなさんが納める保険料を財源に運営しています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスが利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源（利用者負担分は除く）



教えて！ 介護保険



保険料を滞納しているとうなるのですか。

保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

- 1年以上滞納すると…
費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。
- 1年6か月以上滞納すると…
費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。
- 2年以上滞納すると…
サービスを利用するときに利用者負担の割合が3割※に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。
※利用者負担の割合が3割になる人が滞納した場合は、4割に引き上げられます。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに枕崎市の担当窓口にご相談ください。

40歳以上65歳未満の人の介護保険料 (第2号被保険者)

保険料の決まり方と納め方

国民健康保険に加入している人

決まり方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。

介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{所得割} + \text{均等割} + \text{平等割}$$

所得割: 第2号被保険者の所得に応じて計算

均等割: 世帯の第2号被保険者数に応じて計算

平等割: 第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※介護保険料と国民健康保険税の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。

納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。



職場の医療保険に加入している人

決まり方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。

介護保険料

$$\text{介護保険料} = \text{給与および賞与} \times \text{介護保険料率}$$

※原則として事業主が半分負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

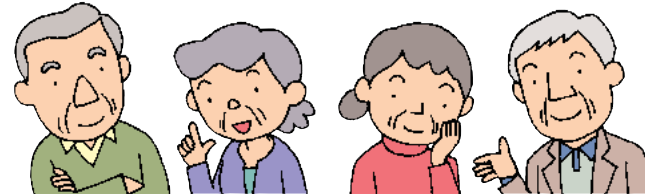
※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。



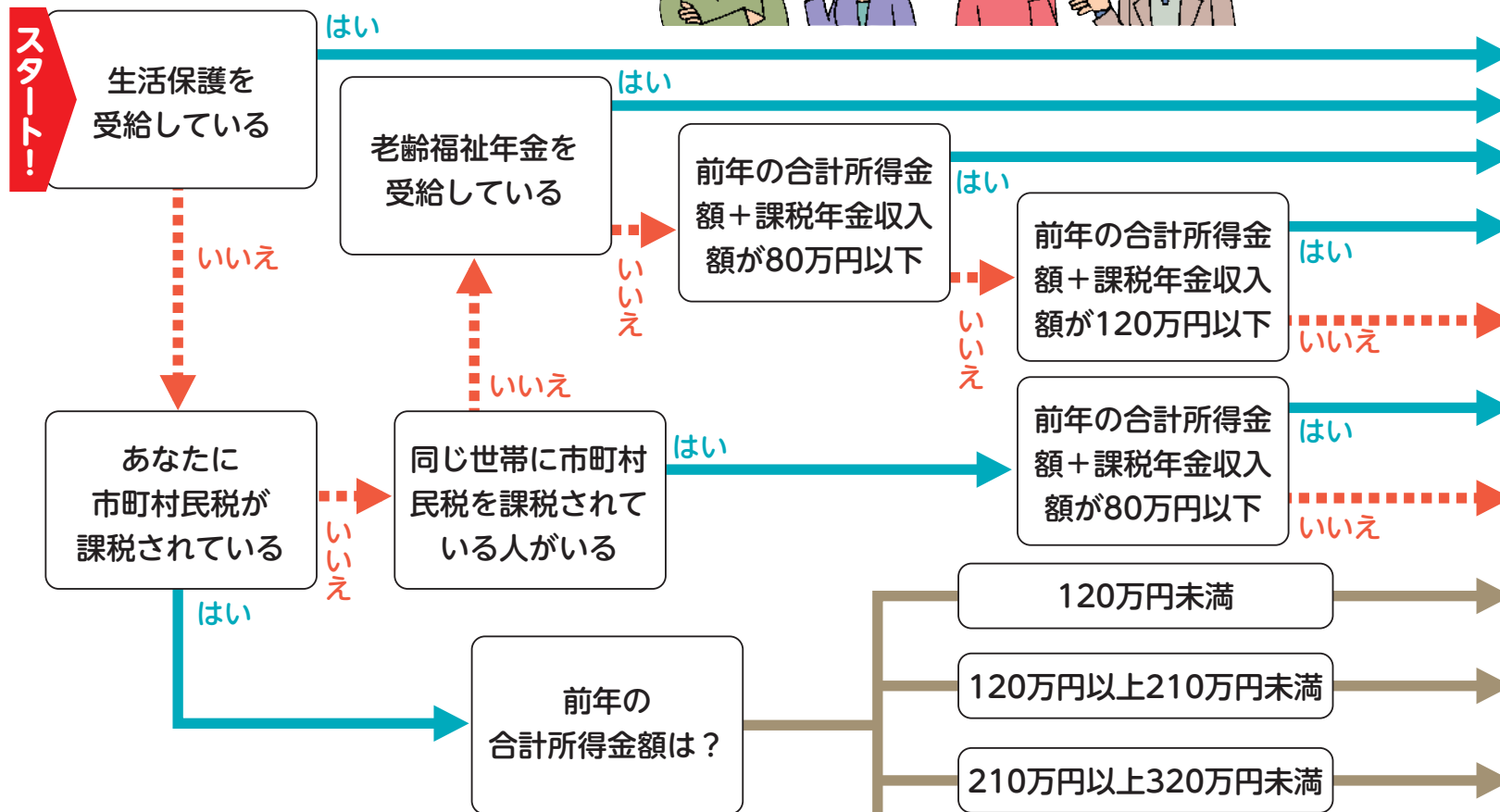
65歳以上の人の介護保険料 (第1号被保険者)

65歳以上の人の介護保険料は、枕崎市の介護保険サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、みなさんの所得に応じて決まります。
あなたの保険料を確認してみましょう。

令和6年4月から 介護保険料が決まりました。



保険料の決めり方



- 老齢福祉年金とは
明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
- 合計所得金額とは
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

枕崎市の令和6～8年度の「基準額」は下記のとおり決まりました。

保険料の「基準額」の決めり方

「基準額」とは、各所得段階において保険料額を決める基準となる額のことです。保険料は本人と世帯の課税状況や所得段階に応じて、段階的に設定されています。

$$\text{枕崎市で介護保険給付にかかる費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 (23\%)} \div \text{枕崎市の65歳以上の人数} = \text{基準額 67,700円 (年額)}$$

※保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

第9期計画期間の保険料年額

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者又は世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 × 0.285	19,200円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 × 0.485	32,800円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額 × 0.685	46,300円
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 × 0.9	60,900円
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額	67,700円
第6段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額 × 1.2	81,200円
第7段階	市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額 × 1.3	88,000円
第8段階	市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額 × 1.5	101,500円
第9段階	市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額 × 1.7	115,000円
第10段階	市町村民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額 × 1.9	128,600円
第11段階	市町村民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額 × 2.1	142,100円
第12段階	市町村民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額 × 2.3	155,700円
第13段階	市町村民税課税かつ合計所得金額720万円以上	基準額 × 2.4	162,400円

◎第1～3段階の保険料は公費により軽減されています。

保険料の納め方

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円以上の人

原則年金から引き落とし
(特別徴収)

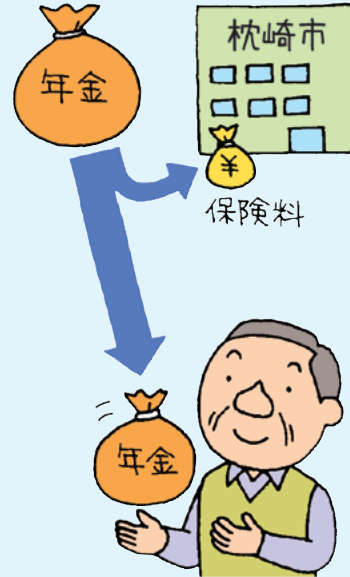
年金の定期支払いの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ引き落とされます。

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません。

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

介護保険料は前年の所得にもとづいて決まりますが、前年の所得が確定するのは6月以降となります。そのため、前年度から継続して特別徴収の人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

10・12・2月は、確定した年間保険料額から、仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。



次のような場合には、年金が年額18万円以上でも、一時的に納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金の受給が始まった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金が
年額18万円未満の人

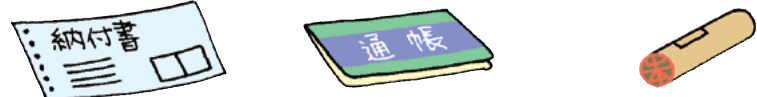
納付書または口座振替で納付
(普通徴収)

口座振替または枕崎市から送付されてくる納付書で、期日までに金融機関などを通じて納めます。

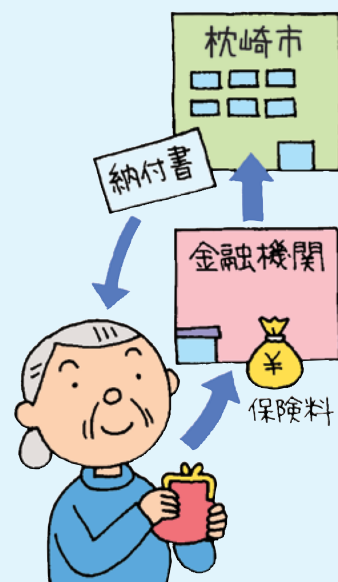
口座振替がおすすめです!

普通徴収の人には、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。

- 保険料の納付書
- 預（貯）金通帳
- 印かん（通帳届け出印）



※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書で納めることになります。



利用者の負担

費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、かかった費用のうち利用者負担の割合分（1割～3割）を事業者に支払います。

利用者の負担

利用者負担の割合は、所得により異なります。

利用者負担の割合	対象となる人
3割	以下の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が220万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上
2割	以下の①②の両方に該当する場合 ※上記「3割」に該当しない人で、以下の①②の両方に該当する場合 ①本人の合計所得金額が160万円以上 ②同一世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、単身の場合280万円以上、2人以上世帯の場合346万円以上
1割	上記以外の人

在宅サービスの費用

在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて利用できる上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

◆主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,480円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

支給限度額が適用されないサービス

要支援1・2の人のサービス

- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防住宅改修費支給

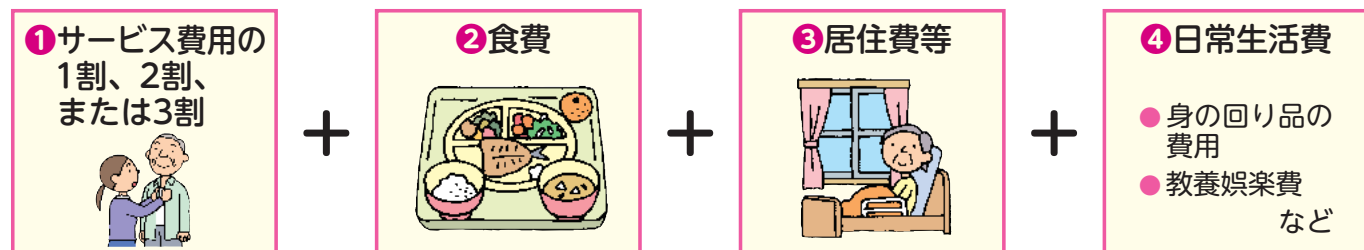
要介護1～5の人のサービス

- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費支給

※サービス内容により支給限度額が適用される場合があります。

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費も全額利用者の負担です。利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額（基準費用額）が定められています。

■基準費用額：施設における1日あたりの食費・居住費等の平均的な費用を勘案して定める額

- 食費：1,445円
 - 居住費等：ユニット型個室…2,006円【2,066円】
ユニット型個室的多床室…1,668円【1,728円】
従来型個室…1,668円【1,728円】（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は1,171円【1,231円】）
多床室…377円【437円】（介護老人福祉施設、短期入所生活介護は855円【915円】）
- 令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

●低所得の人は食費と居住費等が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費等の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費等）。

◆負担限度額（1日当たり） 令和6年8月から 居住費等の金額が変わります。【 】内が令和6年8月からの金額です。

利用者負担段階	食費		居住費等			
	短期入所サービス	施設サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階 ●本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	300円	300円	820円【880円】	490円【550円】	490円(320円)【550円(380円)】	0円
第2段階 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	600円	390円	820円【880円】	490円【550円】	490円(420円)【550円(480円)】	370円【430円】
第3段階① 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	1,000円	650円	1,310円【1,370円】	1,310円【1,370円】	1,310円(820円)【1,370円(880円)】	370円【430円】
第3段階② 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	1,300円	1,360円	1,310円【1,370円】	1,310円【1,370円】	1,310円(820円)【1,370円(880円)】	370円【430円】

※介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

ただし、①②のいずれかの場合は、給付の対象になりません。

- ①住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税の場合
 - ②住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も非課税）でも、預貯金等が下記の場合
第1段階：単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える 第3段階①：単身550万円、夫婦1,550万円を超える
第2段階：単身650万円、夫婦1,650万円を超える 第3段階②：単身500万円、夫婦1,500万円を超える
- ※第2号被保険者は利用者負担段階にかかわらず、単身1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合

負担が高額になったとき

●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（介護予防）サービス費」として後から支給されます。

- 枕崎市に「介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を提出してください。

◆利用者負担の上限（1か月）

利用者負担段階区分		上限額（月額）
住民税課税世帯で、右記に該当する65歳以上の人が世帯にいる場合	●課税所得690万円以上	世帯 140,100円
	●課税所得380万円以上690万円未満	世帯 93,000円
	●課税所得145万円以上380万円未満	世帯 44,400円
●一般（住民税課税世帯で、上記3区分に該当しない場合）		世帯 44,400円
●住民税世帯非課税等		世帯 24,600円
●課税年金収入額およびその他の合計所得金額の合計が80万円以下の人 ●老齢福祉年金の受給者		個人 15,000円
●生活保護の受給者		個人 15,000円
●利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合		世帯 15,000円

●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。

◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は限度額の適用方法が異なります。

- 毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が異なる場合は合算できません。
- 所得区分について、詳しくは枕崎市の担当窓口にお問い合わせください。
- 支給対象となる人は枕崎市の医療保険の窓口へ申請が必要です。

申請から認定までの流れ

どんなサービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは地域包括支援センターや枕崎市の窓口で相談しましょう。

① 相談します

介護サービス・介護予防サービスを利用したい人

➔「②要介護認定の申請をします」へ進んでください。

介護予防・生活支援サービス事業を利用したい人

➔基本チェックリストを受けます

介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の利用を希望する人は、地域包括支援センターや枕崎市の窓口などで基本チェックリストを受けます。生活機能の低下がみられた場合は「介護予防・生活支援サービス事業対象者」として、介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。くわしくは32ページへ。

※基本チェックリストの結果から介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合、介護サービスや介護予防サービスは利用できません。

※40歳以上65歳未満の人は、要支援1・2と認定された場合のみ介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

② 要介護認定の申請をします

介護サービス・介護予防サービスを利用するためには、要介護認定の申請が必要です。要介護認定では、サービスが必要かどうか、必要な場合にはその程度などを決めます。まずは、枕崎市の担当窓口で申請の手続きをしてください。

申請は本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに申請を代行してもらうこともできます。

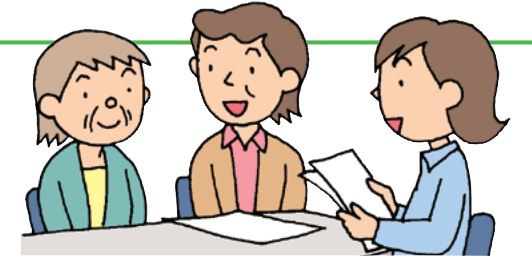


申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証（第2号被保険者の場合）

③ 認定調査が行われます

申請により、介護が必要な状態かどうか調査が行われます。また、同時に心身の状況について主治医に意見書を作成してもらいます。



●認定調査

認定調査員が訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。



認定調査を受けるときのポイント

認定調査では、あらかじめ定められた全国共通の調査項目に従って、調査員が質問をします。そのほか、個別な状況についてもお尋ねしますので、できるだけ具体的に伝えましょう。

●調査項目について

身体の状態や動作の状況、日常生活（食事、排せつなど）での介助の状況、認知機能、精神行動障害など74項目にわたり、調査員がお尋ねします。

●困っていることはメモしておく

緊張などから日ごろの状態が伝えきれないことも考えられます。困りごとなどは、事前にメモしておくことで安心です。

●体調のよいとき(通常時)に調査を

いつもと違う体調のときでは正しい調査ができないことがあります。

●家族に同席してもらう

家族などいつもの介護者に同席してもらえば、より正確な調査ができます。

●日常の補装具があれば伝える

つえなど日常的に使っている補装具がある場合は、使用状態を伝えましょう。

居宅介護支援事業者とは？

ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している事業者です。要介護認定の申請代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者との連絡・調整をします。

※申請を代行できる事業者は厚生労働省令で定められています。

ケアマネジャーとは？

介護の知識を幅広く持った専門家で、サービスの利用にあたり次のような役割を担っています。資格は5年ごとの更新制です。

- 利用者や家族の相談に応じアドバイスします
- 利用者の希望にそったケアプランを作成します
- サービス事業者との連絡や調整をします
- 施設入所を希望する人に適切な施設を紹介します など

主治医とは？

介護が必要な状態となった直接の原因である病気を治療している医師や、かかりつけの医師など、本人の心身の状況をよく理解している医師のことです。

●主治医の意見書

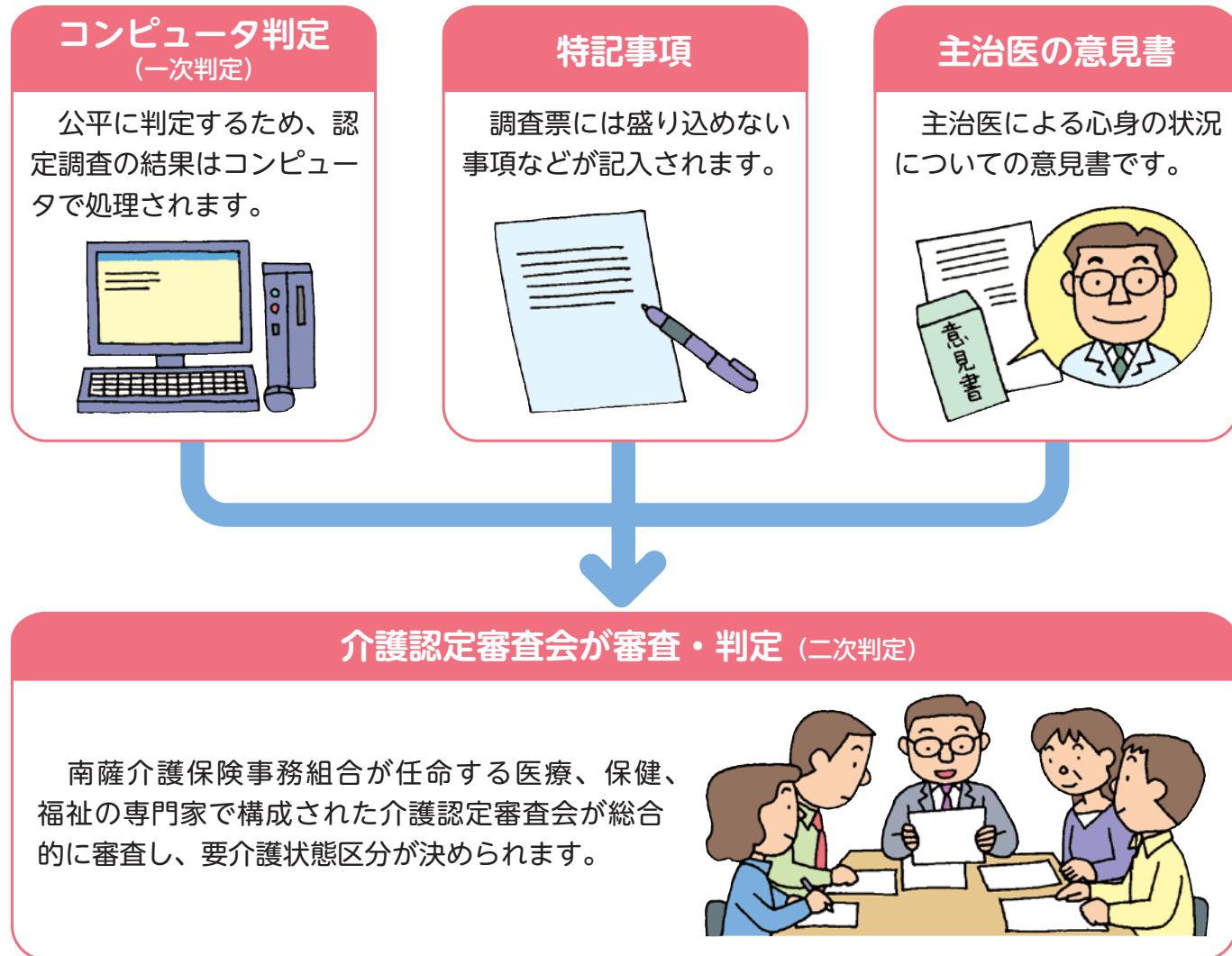
南薩介護保険事務組合*の依頼により主治医が意見書を作成しますので本人が提出する必要はありません。



*南薩介護保険事務組合とは、南さつま市、南九州市、枕崎市で構成され、要介護認定の申請をされた方の認定調査や主治医に対する意見書の作成依頼を行うとともに、介護認定審査会の審査判定業務並びに要介護・要支援判定を行います。

④ 審査・判定します

コンピュータ判定（一次判定）の結果と、特記事項、主治医の意見書をもとに介護認定審査会で審査し、どのくらいの介護が必要かという要介護状態区分を判定（二次判定）します。



⑤ 認定結果が通知されます

介護認定審査会の判定結果にもとづいて、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に認定されます。結果が記載された認定結果通知書と保険証が届きますので、それぞれ記載されている内容を確認しましょう。

※認定結果の通知は、原則として30日以内に枕崎市から送付されます。

■認定結果通知書に書かれていること

要介護状態区分、その理由、認定の有効期間など

■保険証に記載されていること

要介護状態区分、認定の有効期間、支給限度額、認定審査会の意見など、給付制限、居宅介護支援事業者名・事業所名など

要介護状態区分

※状態の説明は、あくまでめやすです。

要介護状態区分	状態のめやす	利用できるサービス・事業
非該当	要支援や要介護に当てはまらない人	基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は 介護予防・生活支援サービス事業
要支援1	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要	介護予防サービス 介護予防・生活支援サービス事業
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い	
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要	介護サービス
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要	
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要	
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難	
要介護5	生活全般に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能	

※介護予防・日常生活支援総合事業の「一般介護予防事業」は、65歳以上の人は誰でも利用できます。一般介護予防事業についてくわしくは32ページへ。

教えて！介護保険



認定結果に不服があるときは、どうすればよいですか。



要介護認定の結果に疑問や納得できない点がある場合は、まず枕崎市の窓口にご相談ください。その上で、なお納得できない場合は、鹿児島県に設置されている「介護保険審査会」に不服申し立てができます。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

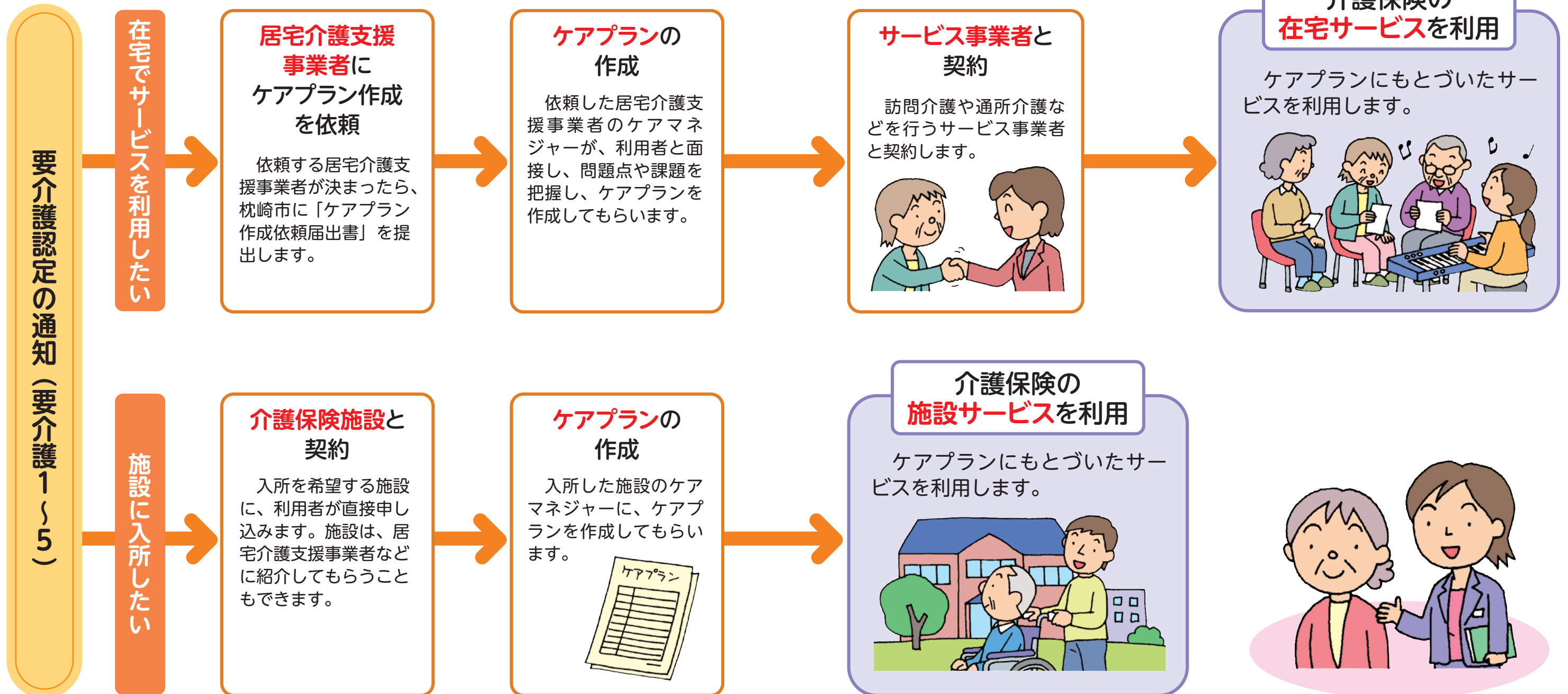


通知から利用までの流れ

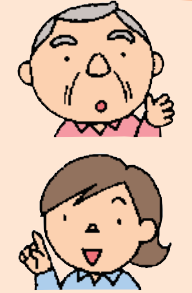
要介護1～5の人

「要介護1～5」と認定された人は、介護保険の介護サービスを利用します。居宅介護支援事業者や入所した介護保険施設などで、心身の状況に応じたケアプランを作成してもらいます。

※ケアプランの作成は全額保険給付となり、利用者負担はありません。



教えて！ 介護保険



ケアプランってどういうものですか？

どんなサービスを、いつ、どのくらい利用するのかを決めた計画書のことです。このケアプランに基づいて、サービスを利用します。
ケアプランは、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、入所する施設などで作成してもらいますが、自分で作成することもできます。利用者自身がサービス事業者のサービス内容や単価を確認してケアプランを作成した場合は、保険証を添付し、枕崎市に届け出て確認してもらいます。

介護保険制度のしくみ

介護保険料

利用者の負担

サービスの利用のしかた

利用できるサービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

介護予防日常生活支援総合事業

高齢者福祉サービス

要支援1・2の人

「要支援1・2」と認定された人は、介護予防サービスと、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます。

地域包括支援センター、または介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者で、介護予防ケアプランを作成してもらいます。

●介護予防ケアプランの作成に利用者負担はありません。

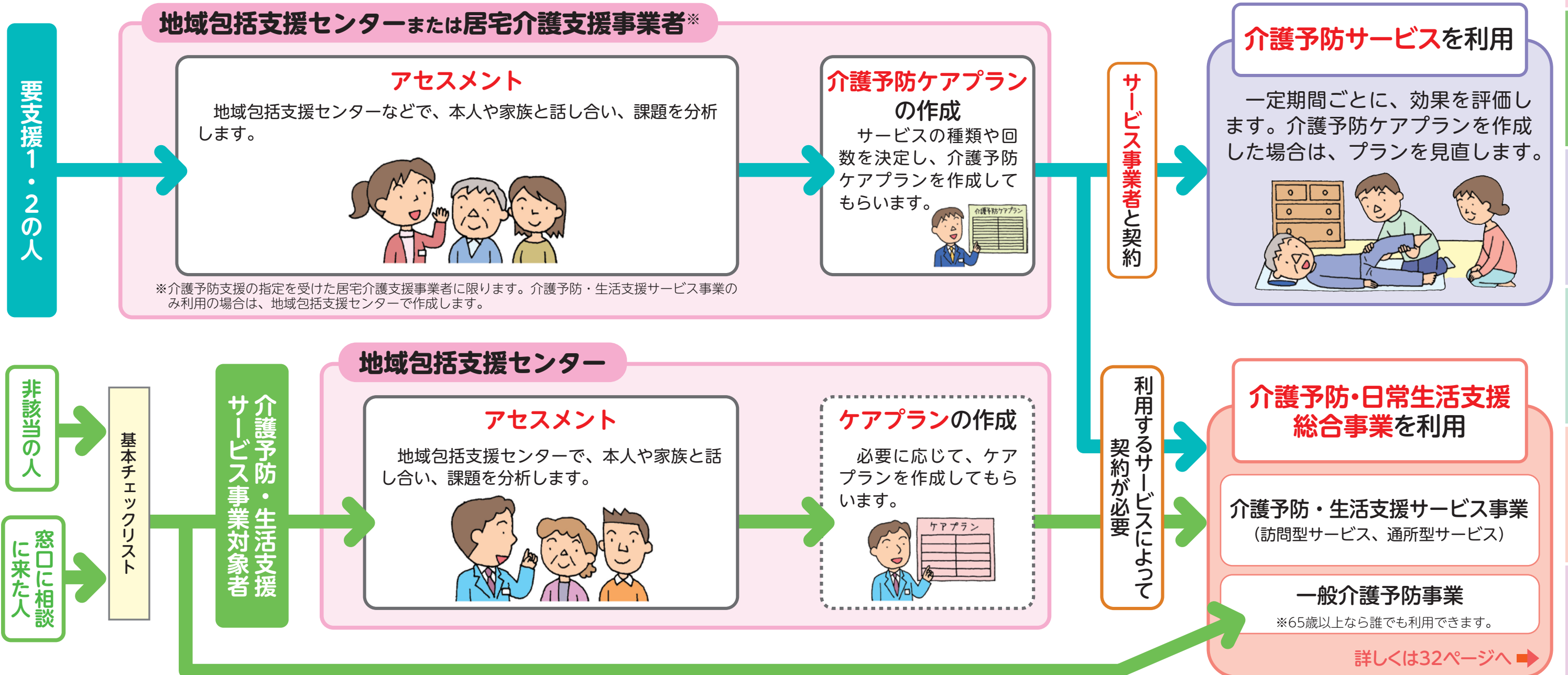
介護予防・生活支援サービス事業対象者

基本チェックリストで「介護予防・生活支援サービス事業対象者」と判定された場合は、介護予防・生活支援サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）が利用できます。

地域包括支援センターで、必要に応じてケアプランを作成してもらいます。

●ケアプランの作成に利用者負担はありません。

令和6年4月から 介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者にも、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました。



事業者と契約するときは、こんなことに注意しましょう！

- ◆サービスの内容
利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。
- ◆契約期間
在宅サービスは要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。
- ◆利用者からの解約
利用者からの解約が認められる場合およびその手続きの方法が明記されているか。
- ◆損害賠償
サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。
- ◆秘密保持
利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。 など

介護保険制度のしくみ

介護保険料

利用者の負担

サービスの利用のしかた

利用できるサービス

福祉用具貸与・購入、住宅改修

介護予防日常生活支援総合事業

高齢者福祉サービス

介護保険で利用できるサービス

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。掲載している金額の他に、サービス内容や地域による加算などがあります。

令和6年4月から 利用者負担のめやすが変わりました。ただし、訪問リハビリテーション、訪問看護、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションについては、令和6年6月からの変更です（介護予防サービスも同様です）。

在宅サービス


★施設を利用したサービスの場合、食費・滞在費・日常生活費などは別途負担が必要です。

●訪問を受けて利用する

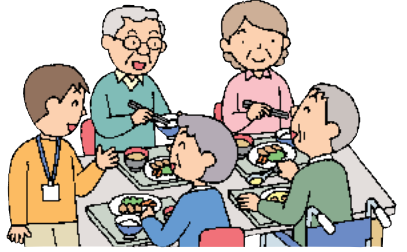
要介護1～5の人	要支援1・2の人																								
<p>訪問介護 (ホームヘルプ)</p> <p>ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)</td> <td>244 円</td> </tr> <tr> <td>◎生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)</td> <td>179 円</td> </tr> <tr> <td>◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)</td> <td>97 円</td> </tr> </table> <p>※移送にかかる費用は別途負担が必要です。</p> <p>◆主なサービス内容</p> <table border="1"> <tr> <th>身体介護の例</th> <th>生活援助の例</th> </tr> <tr> <td>●食事や入浴の介助</td> <td>●食事の準備や調理</td> </tr> <tr> <td>●オムツの交換、排せつの介助</td> <td>●衣類の洗濯や補修</td> </tr> <tr> <td>●衣類の脱着の介助</td> <td>●掃除や整理整頓</td> </tr> <tr> <td>●洗髪、つめ切り、身体の清拭</td> <td>●生活必需品の買い物</td> </tr> <tr> <td>●通院・外出の付添い など</td> <td>●薬の受け取り など</td> </tr> </table>	◎身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244 円	◎生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179 円	◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)	97 円	身体介護の例	生活援助の例	●食事や入浴の介助	●食事の準備や調理	●オムツの交換、排せつの介助	●衣類の洗濯や補修	●衣類の脱着の介助	●掃除や整理整頓	●洗髪、つめ切り、身体の清拭	●生活必需品の買い物	●通院・外出の付添い など	●薬の受け取り など	<p>介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)</p> <p>利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルプによるサービスが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎週1回程度の利用 (1か月)</td> <td>要支援 1・2、事業対象者 / 1,176 円</td> </tr> <tr> <td>◎週2回程度の利用 (1か月)</td> <td>要支援 1・2、事業対象者 / 2,349 円</td> </tr> <tr> <td>◎週2回を超える程度 (1か月)</td> <td>要支援 2 / 3,727 円</td> </tr> </table> <p>介護予防訪問介護は「訪問型サービス」として、枕崎市が行う介護予防・生活支援サービス事業で提供しています。 くわしくは32ページへ。</p>	◎週1回程度の利用 (1か月)	要支援 1・2、事業対象者 / 1,176 円	◎週2回程度の利用 (1か月)	要支援 1・2、事業対象者 / 2,349 円	◎週2回を超える程度 (1か月)	要支援 2 / 3,727 円
◎身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	244 円																								
◎生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	179 円																								
◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)	97 円																								
身体介護の例	生活援助の例																								
●食事や入浴の介助	●食事の準備や調理																								
●オムツの交換、排せつの介助	●衣類の洗濯や補修																								
●衣類の脱着の介助	●掃除や整理整頓																								
●洗髪、つめ切り、身体の清拭	●生活必需品の買い物																								
●通院・外出の付添い など	●薬の受け取り など																								
◎週1回程度の利用 (1か月)	要支援 1・2、事業対象者 / 1,176 円																								
◎週2回程度の利用 (1か月)	要支援 1・2、事業対象者 / 2,349 円																								
◎週2回を超える程度 (1か月)	要支援 2 / 3,727 円																								
<p>訪問入浴介護</p> <p>介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす (1回につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>1,266 円</td> </tr> </table>	1,266 円	<p>介護予防訪問入浴介護</p> <p>疾病などの特別な理由がある場合などに、介護職員と看護職員に移動入浴車で居宅を訪問してもらい、入浴介護が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす (1回につき)</p> <table border="1"> <tr> <td>856 円</td> </tr> </table>	856 円																						
1,266 円																									
856 円																									

要介護1～5の人	要支援1・2の人								
<p>訪問リハビリテーション</p> <p>医師が必要と認めた場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす (1回につき*)</p> <table border="1"> <tr> <td>307 円 (令和6年6月から308 円)</td> </tr> </table> <p>* 20分間リハビリテーションを行った場合</p>	307 円 (令和6年6月から308 円)	<p>介護予防訪問リハビリテーション</p> <p>医師が必要と認めた場合に理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす (1回につき*)</p> <table border="1"> <tr> <td>307 円 (令和6年6月から298 円)</td> </tr> </table> <p>* 20分間リハビリテーションを行った場合</p>	307 円 (令和6年6月から298 円)						
307 円 (令和6年6月から308 円)									
307 円 (令和6年6月から298 円)									
<p>訪問看護</p> <p>疾患などを抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)</td> <td>470 円 (令和6年6月から471 円)</td> </tr> <tr> <td>病院または診療所からの場合(30分未満の場合)</td> <td>398 円 (令和6年6月から399 円)</td> </tr> </table>	訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	470 円 (令和6年6月から471 円)	病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	398 円 (令和6年6月から399 円)	<p>介護予防訪問看護</p> <p>疾患などを抱えている人について、医師が必要と認めた場合に看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)</td> <td>450 円 (令和6年6月から451 円)</td> </tr> <tr> <td>病院または診療所からの場合(30分未満の場合)</td> <td>381 円 (令和6年6月から382 円)</td> </tr> </table>	訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	450 円 (令和6年6月から451 円)	病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	381 円 (令和6年6月から382 円)
訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	470 円 (令和6年6月から471 円)								
病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	398 円 (令和6年6月から399 円)								
訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	450 円 (令和6年6月から451 円)								
病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	381 円 (令和6年6月から382 円)								
<p>居宅療養管理指導</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>医師が行う場合(1か月に2回まで)</td> <td>514 円 (令和6年6月から515 円)</td> </tr> </table> <p>* 単一建物居住者1人に対して行う場合</p>	医師が行う場合(1か月に2回まで)	514 円 (令和6年6月から515 円)	<p>介護予防居宅療養管理指導</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>医師が行う場合(1か月に2回まで)</td> <td>514 円 (令和6年6月から515 円)</td> </tr> </table> <p>* 単一建物居住者1人に対して行う場合</p>	医師が行う場合(1か月に2回まで)	514 円 (令和6年6月から515 円)				
医師が行う場合(1か月に2回まで)	514 円 (令和6年6月から515 円)								
医師が行う場合(1か月に2回まで)	514 円 (令和6年6月から515 円)								

●通所して利用する

要介護1～5の人	要支援1・2の人						
<p>通所介護 (デイサービス)</p> <p>通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)</p> <p>要介護1 / 658円 要介護2 / 777円 要介護3 / 900円 要介護4 / 1,023円 要介護5 / 1,148円</p> <p>※送迎を含む</p>	<p>介護予防通所介護 (デイサービス)</p> <p>通所介護施設で食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。また、目標に合わせた選択的サービスも利用できます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>◎週1回程度の利用 (1か月) 要支援1、事業対象者 / 1,798円</p> <p>◎週2回程度の利用 (1か月) 要支援2 / 3,621円</p> <p>※送迎を含む</p> <p>〈選択的サービス〉(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr><td>栄養改善</td><td>200円</td></tr> <tr><td>口腔機能向上</td><td>150円</td></tr> <tr><td>生活機能向上グループ活動</td><td>100円</td></tr> </table> <p>介護予防通所介護は「通所型サービス」として、枕崎市が行う介護予防・生活支援サービス事業で提供しています。 くわしくは32ページへ。</p>	栄養改善	200円	口腔機能向上	150円	生活機能向上グループ活動	100円
栄養改善	200円						
口腔機能向上	150円						
生活機能向上グループ活動	100円						
<p>通所リハビリテーション (デイケア)</p> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)</p> <p>要介護1 / 757円(令和6年6月から 762円) 要介護2 / 897円(令和6年6月から 903円) 要介護3 / 1,039円(令和6年6月から 1,046円) 要介護4 / 1,206円(令和6年6月から 1,215円) 要介護5 / 1,369円(令和6年6月から 1,379円)</p> <p>※送迎を含む</p>	<p>介護予防通所リハビリテーション (デイケア)</p> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションが日帰りで受けられます。また、目標に合わせた選択的サービスも利用できます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(月単位の定額) (共通的サービス)(1か月につき)</p> <p>要支援1 / 2,053円(令和6年6月から 2,268円) 要支援2 / 3,999円(令和6年6月から 4,228円)</p> <p>※送迎、入浴を含む</p> <p>〈選択的サービス〉(1か月につき)</p> <table border="1"> <tr><td>運動器機能向上 (令和6年5月まで)</td><td>225円</td></tr> <tr><td>栄養改善</td><td>200円</td></tr> <tr><td>口腔機能向上</td><td>150円</td></tr> </table>	運動器機能向上 (令和6年5月まで)	225円	栄養改善	200円	口腔機能向上	150円
運動器機能向上 (令和6年5月まで)	225円						
栄養改善	200円						
口腔機能向上	150円						

●短期間入所する

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>短期入所生活介護／短期入所療養介護 (ショートステイ)</p> <p>介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき) 〈短期入所生活介護〉</p> <p>◎介護老人福祉施設(併設型・多床室の場合)</p> <p>要介護1 / 603円 要介護2 / 672円 要介護3 / 745円 要介護4 / 815円 要介護5 / 884円</p> <p>〈短期入所療養介護〉</p> <p>◎介護老人保健施設(多床室の場合)</p> <p>要介護1 / 830円 要介護2 / 880円 要介護3 / 944円 要介護4 / 997円 要介護5 / 1,052円</p>	<p>介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)</p> <p>介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1日につき) 〈介護予防短期入所生活介護〉</p> <p>◎介護老人福祉施設(併設型・多床室の場合)</p> <p>要支援1 / 451円 要支援2 / 561円</p> <p>〈介護予防短期入所療養介護〉</p> <p>◎介護老人保健施設(多床室の場合)</p> <p>要支援1 / 613円 要支援2 / 774円</p>

●在宅に近い暮らしをする

要介護1～5の人	要支援1・2の人
<p>特定施設入居者生活介護</p> <p>有料老人ホームなどに入居している人が、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>要介護1 / 542円 要介護2 / 609円 要介護3 / 679円 要介護4 / 744円 要介護5 / 813円</p>	<p>介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>有料老人ホームなどに入居している人が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>要支援1 / 183円 要支援2 / 313円</p>

施設サービス (要支援1・2の人は利用できません)

★食費・居住費・日常生活費などは別途負担が必要です。

要介護1～5の人

介護老人福祉施設
(特別養護老人ホーム)

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

◆利用者負担のめやす(30日)

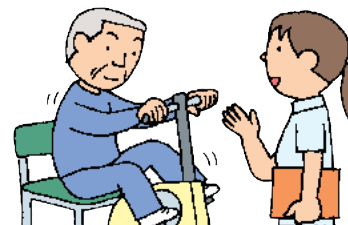


	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円

介護老人保健施設
(老人保健施設)

状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。

◆利用者負担のめやす(30日)

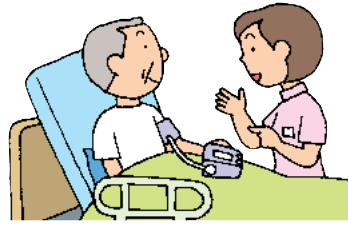


	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円

介護医療院

生活の場としての役割もある長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護などが受けられます。

◆利用者負担のめやす(30日)



	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

従来型個室…ユニットを構成しない個室 多床室…ユニットを構成しない相部屋
 ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られている個室
 ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間がある個室
 ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

地域密着型サービス (原則として他の市区町村のサービスは利用できません)

★施設を利用したサービスの場合、食費・居住費(滞在費)・日常生活費などは別途負担が必要です。

要介護1～5の人

小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。

◆利用者負担のめやす(1か月につき)

要介護1 / 10,458円	要介護4 / 24,677円
要介護2 / 15,370円	要介護5 / 27,209円
要介護3 / 22,359円	

認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。

◆利用者負担のめやす(1日につき)

◎ユニット数1の場合	
要介護1 / 765円	要介護4 / 841円
要介護2 / 801円	要介護5 / 859円
要介護3 / 824円	

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

◆利用者負担のめやす(1か月につき)

要介護1 / 12,447円	要介護4 / 27,766円
要介護2 / 17,415円	要介護5 / 31,408円
要介護3 / 24,481円	

要支援1・2の人

介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、介護予防を目的とした多機能なサービスが受けられます。

◆利用者負担のめやす(1か月につき)

要支援1 / 3,450円	要支援2 / 6,972円
---------------	---------------

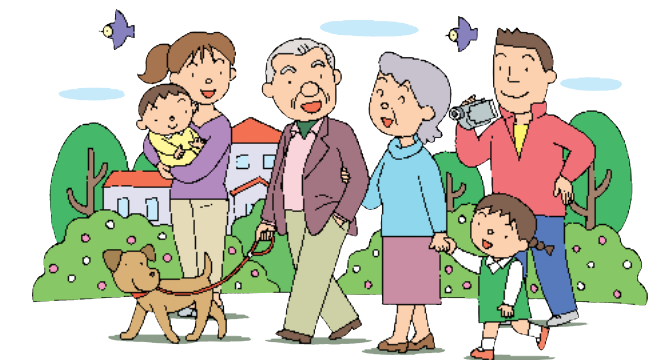
介護予防認知症対応型共同生活介護
(グループホーム)

認知症の人が共同生活する住居で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

※要支援1の人は利用できません。

◆利用者負担のめやす(1日につき)

◎ユニット数1の場合	
要支援2 / 761円	



要介護1～5の人

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や機能訓練などが受けられます。

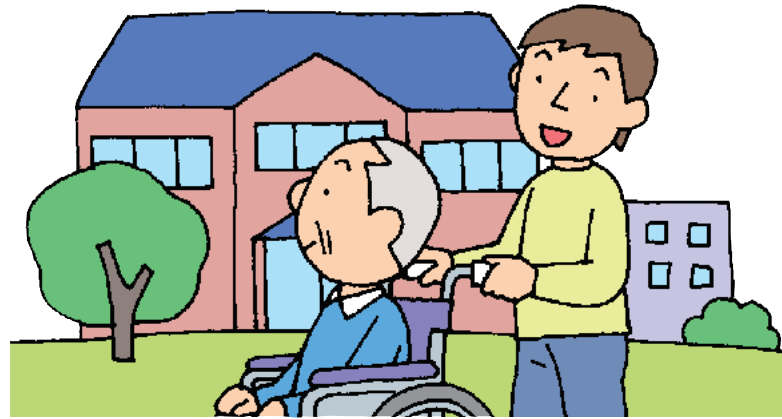
※要支援1・2の人は利用できません。

※新規入所は原則として要介護3～5の人が対象です。

◆利用者負担のめやす(1日につき)

(多床室の場合)

要介護 1 / 600 円	要介護 4 / 817 円
要介護 2 / 671 円	要介護 5 / 887 円
要介護 3 / 745 円	



地域密着型通所介護

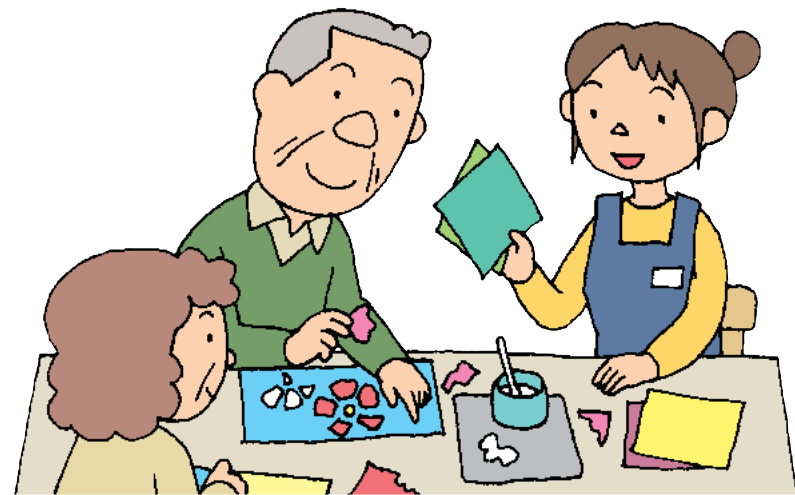
定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

※要支援1・2の人は利用できません。

◆利用者負担のめやす

(7時間以上8時間未満の場合)

要介護 1 / 753 円	要介護 4 / 1,172 円
要介護 2 / 890 円	要介護 5 / 1,312 円
要介護 3 / 1,032 円	



福祉用具貸与・購入、住宅改修

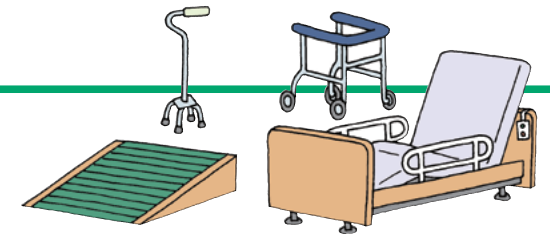
生活する環境を整えるサービス

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



ケアプランの作成が必要です

- ① 車いす◆
- ② 車いす付属品(電動補助装置など)◆
- ③ 特殊寝台◆
- ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど)◆
- ⑤ 床ずれ防止用具◆
- ⑥ 体位変換器◆
- ⑦ 手すり(工事をとみなさないもの)
- ⑧ スロープ(工事をとみなさないもの)*
- ⑨ 歩行器*
- ⑩ 歩行補助つえ*
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器◆
- ⑫ 移動用リフト(つり具を除く)◆
- ⑬ 自動排泄処理装置★

◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。

★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

令和6年4月から *印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）と多点杖については、利用方法（福祉用具貸与または特定福祉用具販売）を選択できます。

●自己負担について

※レンタル費用の1割～3割です。支給限度額等（P11）が適用されます。

※用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

申請が必要

特定福祉用具販売

【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。要介護状態区分に関係なく、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円が上限です。

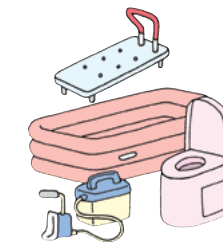
●自己負担について

●償還払い方式

いったん利用者が事業者で購入費用の全額を支払った後に、費用の9割～7割の給付を受ける方式

都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。



- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具
- スロープ(固定用スロープ)*
- 歩行器(歩行車を除く)*
- 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点杖と多点杖)*

令和6年4月から

*印の福祉用具は、利用方法（福祉用具貸与または特定福祉用具販売）を選択できます。

住宅改修

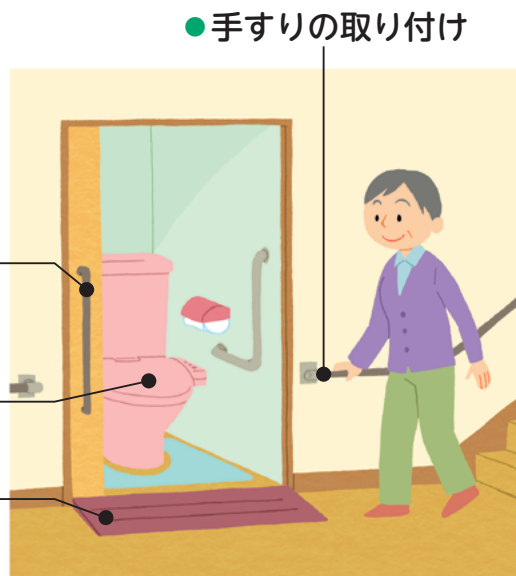
事前の申請が必要です!

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20万円を上限に利用者負担分を除いた額が支給されます。

※引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

- 引き戸などへの扉の取り替えやドアノブの取り替えなど
- 和式便所を洋式便所に取り替え、および、その際の洗浄機能付き便座の設置（便器の取り替えに伴う場合に限る）
- 段差の解消、滑りにくい床材に変更

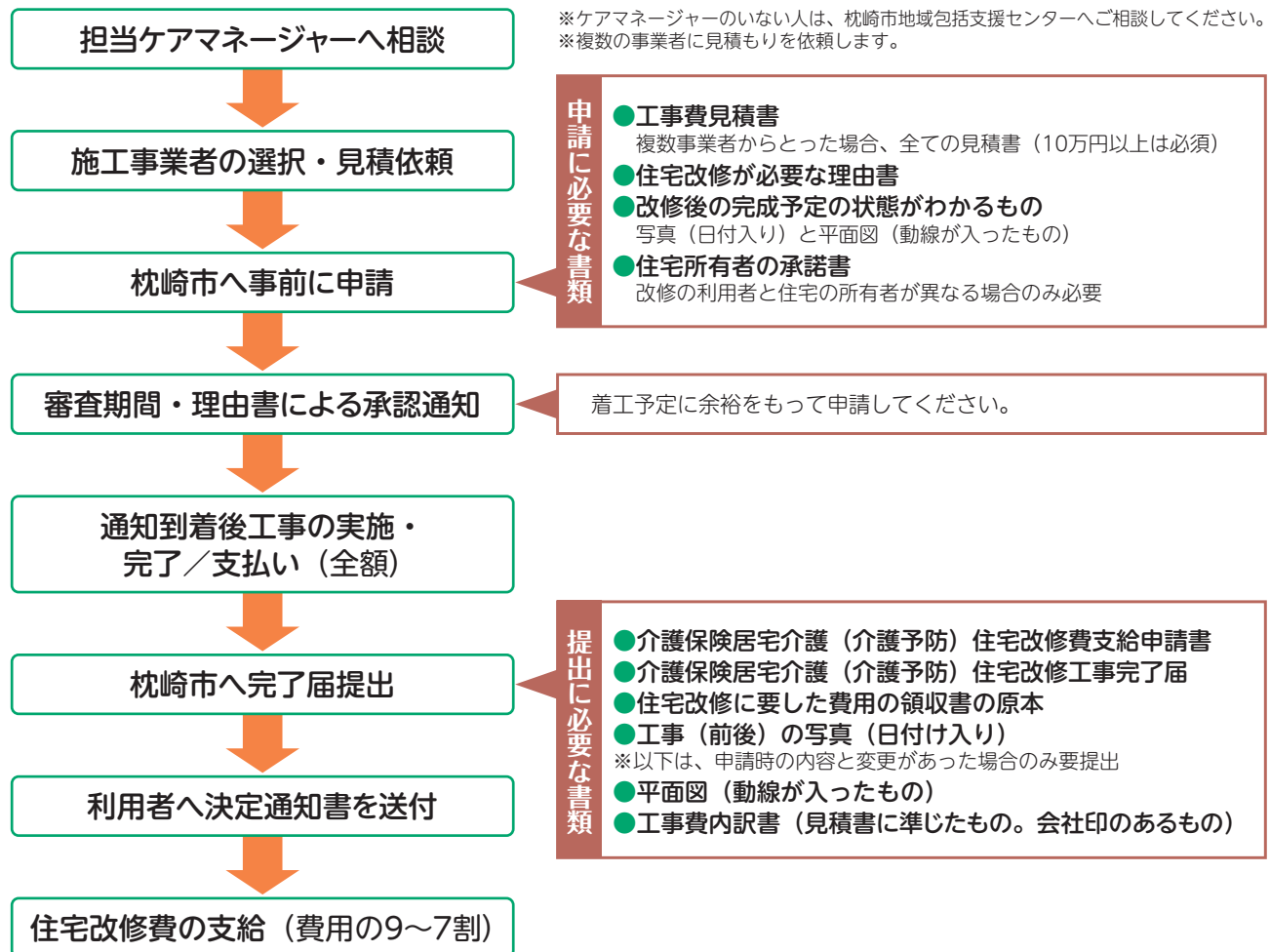


●自己負担について

●償還払い方式

いったん利用者が事業者者に改修費用の全額を支払った後に、費用の9割～7割の給付を受ける方式

手続きの流れ(償還払い方式)



地域包括支援センターを利用しましょう

地域包括支援センターは、高齢者の生活を総合的に支える相談窓口です。住みなれた地域で安心して暮らしていただけるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から、高齢者やその家族を支えます。

自立して生活できるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、介護予防・生活支援サービス事業対象者が住みなれた地域で自立して生活できるよう支援します。

みなさんの権利を守ります

権利擁護

みなさんが安心していきいきと暮らせるように、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

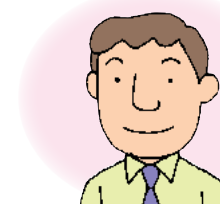
地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師
(または経験豊富な看護師)



社会福祉士

地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士などが中心となり、お互いに連携をとりながら、総合的に高齢者を支えます。

ご相談ください

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療のことなど、ご相談ください。

さまざまな方面からみなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

悩みや相談ごとなど、お気軽にご相談ください!

枕崎市地域包括支援センター

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町27番地

☎0993(72)1111 FAX 0993(72)1656

介護予防に取り組みましょう

介護予防とは、「できる限り介護が必要にならないようにする」「もし介護が必要になっても、それ以上悪化させないようにする」ことです。いつまでも自分らしく自立して生活するために、健康なうちから介護予防に取り組むことが大切です。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、65歳以上のすべての人を対象に枕崎市が行う介護予防の事業で、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つに分かれています。サービス事業者のほか、民間企業、ボランティア、地域住民などによって多様なサービスが提供されることにより、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを気軽に利用することができます。

介護予防・生活支援サービス事業

利用できるのは、

●要支援1・2の人

●介護予防・生活支援サービス事業対象者

(窓口相談に来た人や要介護認定で非該当と判定された人のうち、基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた人)



※40歳以上65歳未満の人は、要支援1・2と認定された場合のみ介護予防・生活支援サービス事業を利用できます。

※介護予防・生活支援サービス事業対象者になった後でも、要介護認定の申請をすることができます。

一般介護予防事業

利用できるのは、

●65歳以上のすべての人

※一般介護予防事業のみを利用したい場合は、基本チェックリストを受ける必要はありません。



●介護予防・日常生活支援総合事業のサービスや利用者負担は、市区町村ごとに異なります。

介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

介護サービス事業者による、これまでの介護予防訪問介護に相当するサービス

- 食事・入浴・排せつの介助などの身体介護や掃除・洗濯・調理などの生活援助



通所型サービス

介護サービス事業者による、これまでの介護予防通所介護に相当するサービス

- 食事や入浴・排せつの介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど

多様なサービス

- ミニデイサービス、運動、レクリエーション活動など



一般介護予防事業

●てげてげ広場事業

公民館等に、週に1回通い、おもりを使った筋力体操を行います。

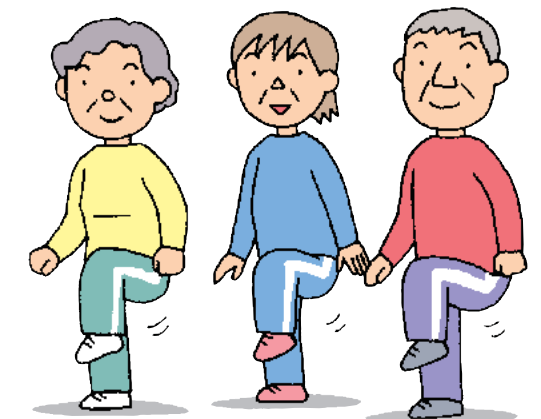
●元気シニア向け介護予防教室

フレイル予防、認知症予防、高齢期の生活習慣病予防について、講義や運動指導を行います。

●筋トレサロン

公民館等で、運動指導員のもと、体操や筋トレを行います。

●男性料理教室・老人クラブ料理教室



高齢者福祉事業一覧

タクシーチケットの助成

75歳以上の高齢者及び要介護・要支援認定者並びに介護予防・日常生活支援総合事業対象者で自動車等の運転免許証をお持ちでない方に対し、タクシー料金を一部助成するタクシー利用券を交付し、通院や買物等の外出支援を行います。

※利用券（1枚300円）を36枚交付します。

緊急通報装置の貸与

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者の方などが、急病や災害等の緊急の際に、緊急通報装置（ペンダント）を押すことにより、消防署から近隣者（協力員3名）に通報があり、協力員が状況を確認した後、必要に応じて救急車により医療機関に輸送します。



介護手当の支給

在宅の65歳以上の在宅の寝たきり老人、または重度認知症老人等を引き続き3か月以上常に介護している方に介護手当を支給します。なお、高齢者の方が病院や福祉施設に入院や入所している期間は受給できません。

家族介護用品支給事業

要介護4または5に認定され、市民税非課税世帯に属する在宅の高齢者を介護している、非課税世帯の家族に介護用品（引換券）を支給します。引換券を市が指定した店舗に提出し、介護用品を受け取ります。

引換券は年5回交付され（1回あたり15,000円）、指定された有効期限までに使用していただきます（年間75,000円以内）。

おむつ給付

在宅で寝たきりの高齢者等に、フラットタイプ600枚または、その金額に相当する紙おむつを給付します。

対象者 65歳以上で常時おむつを使っている方
 重度心身障害者（1・2級）で常時おむつを使っている方
 （1歳未満を除きます）



福祉給食サービス

ひとり暮らし若しくは夫婦暮らし等の高齢者または身体障害者等で、家庭において健全な食生活を営むことに支障のある方に対し、食事の配食を行うことにより、食生活の改善及び健康増進並びに孤独感の解消を図るとともに、安否の確認を行います。

対象者 市内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らし若しくは夫婦暮らし等の高齢者または身体障害者で、買い物や調理が困難な方

市が措置を行う高齢者施設

養護老人ホーム

身体的・精神的な理由をはじめ、経済的な理由や家庭環境などによって、自宅での生活が困難な65歳以上の高齢者を受け入れる施設です。主に経済面で生活に困っている方が対象となります。食事や排泄、着替えなど日常生活の行動が自分でできることが必要です。

※申請は、枕崎市福祉課になります。

枕崎市内にある養護老人ホーム

妙見の里	枕崎市寿町263	☎0993-72-0531
------	----------	---------------



生活支援ハウス

60歳以上の独り暮らし、夫婦のみの方で自宅での生活に不安を感じている方に住居の提供、相談及び助言、緊急対応、虚弱などに伴うサービスの利用手続き、交流の場の提供をします。

※申請は、枕崎市福祉課になります。

枕崎市内にある生活支援ハウス

生活支援ハウス 丞山	枕崎市まかや町682	☎0993-76-3461
---------------	------------	---------------



こんなときはこんな手続きが必要です!

こんなとき	手続きの仕方	持ってくるもの
介護サービスが必要になったとき	要介護（要支援）認定が必要です。枕崎市担当窓口で申請してください。窓口まで来られないなど事情があるときは、お電話にてご相談ください。	介護保険証 第2号被保険者（40歳以上64歳までの人）は、健康保険証 ※主治医の医療機関名と姓名を確認してください。
介護認定の有効期間満了が近づいたとき	認定満了日の60日前から更新の申請ができます。枕崎市担当窓口で申請してください。	介護保険証 第2号被保険者は、健康保険証 ※主治医の医療機関名と姓名を確認してください。
身体の状態が変わり介護度の変更の必要があるとき	枕崎市担当窓口で申請してください。窓口まで来られないなど事情があるときは、お電話にてご相談ください。	介護保険証 第2号被保険者は、健康保険証 ※主治医の医療機関名と姓名を確認してください。
死亡したとき	枕崎市担当窓口で資格喪失手続きをしてください。	介護保険証・相続人の通帳及び印鑑 負担割合証・負担限度額認定証（持っている人のみ）
他の市町村へ転出するとき	保険料の精算手続きをしてください。要介護（要支援）認定を受けている方は、枕崎市担当窓口で受給資格証明書を受け取り、14日以内に転出先の市町村に提出してください。	介護保険証・印鑑 負担割合証・負担限度額認定証（持っている人のみ）
介護保険証・負担割合証・負担限度額認定証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	枕崎市担当窓口で、再交付の申請をしてください。	運転免許証や健康保険証など、本人を証明するもの

サービスに苦情や不満があるときは?

介護(予防)サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者にご相談しづらいつきは、下のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

「市の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、市で事業者を調査して指導します。

「国保連」に相談

市での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連(鹿児島県国民健康保険団体連合会)に申し立てることができます。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

お問い合わせは

枕崎市役所 福祉課 高齢者介護保険係

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町27番地
☎0993 (72) 1111 FAX 0993-72-1656

発行：令和6年5月



ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

